

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年9月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200300号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200066号

第1 結論

請求者のA社における平成26年7月31日の標準賞与額を26万1,000円、平成29年7月31日の標準賞与額を23万6,000円に訂正することが必要である。

平成26年7月31日及び平成29年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月31日及び平成29年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年7月31日
② 平成29年7月31日

請求期間①及び②に係る賞与の記録が、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①及び②に係る賞与明細書及び賃金台帳の写し(以下「賞与明細書等」という。)によると、請求者は、事業主から請求期間①については26万5,520円、請求期間②については23万6,250円の賞与が支給され、事業主により当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行なわれるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は26万1,000円、請求期間②は23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行

したか否かについては、事業主は、平成 26 年 7 月 31 日及び平成 29 年 7 月 31 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 1 月 13 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 26 年 7 月 31 日及び平成 29 年 7 月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。